

警 務 第 4 2 2 号
令 和 2 年 3 月 1 6 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県被害者支援連絡協議会及び被害者支援地区ネットワークの設置及び活性化について

犯罪被害者支援における関係機関・団体等との連絡、協議のための協議会及び地区ネットワーク（以下「被害者支援連絡協議会等」という。）については、「青森県被害者支援連絡協議会の運営に関する要綱」の制定について」（平成31年3月18日付け警務第493号）及び「青森県被害者支援連絡協議会及び被害者支援地区ネットワークの設置及び活性化について」（平成26年12月9日付け青警本教第442号。以下「旧通達」という。）に基づき、警察本部及び各警察署単位で被害者支援連絡協議会等を設置の上、その活性化を推進しているところである。

また、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づく第3次犯罪被害者等基本計画（平成28年4月1日閣議決定）Ⅴの第4の1（14）においても、「被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進」が掲げられ、被害者支援連絡協議会等のメンバー間の連携を図るとともに、相互の協力を強化し、生活、医療等多岐にわたる分野について、具体的な事案に応じた対応力の向上を図ることが求められている。

被害者支援連絡協議会等については、関係機関・団体等が連携、協力して行う犯罪被害者支援の中核となるものであることから、下記の点について留意の上、今後も引き続き、被害者支援連絡協議会等を設置し、その活性化を図られたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 被害者支援連絡協議会等の運営等に当たっての留意事項

(1) 被害者支援連絡協議会等の連携及び協力の強化

警察本部及び各警察署単位で設置・運営されている被害者支援連絡協議会等に

ついて、引き続き、真に機能的な連絡、協議の場となるよう関係機関・団体との連携、協力を強化すること。

(2) 会員構成等

被害者支援連絡協議会等の会員構成については、地域の実情に応じて、必要な関係機関・団体への新規参画の働きかけを検討するなど、より効果的なものとなるよう配慮すること。

2 被害者支援連絡協議会等の活性化を図るための留意事項

(1) 犯罪被害者等による講演会等の開催

会員相互において、犯罪被害者等の心情や個々の特性及び犯罪被害者支援の意義等についての理解を深めるために、総会等の場において、犯罪被害者等による講演、犯罪被害者支援に知見を有する者による講話などの開催に努めること。

なお、犯罪被害者等による講演を実施する場合には、あらかじめ、その心情等について、聴講者の理解を求めるなど、犯罪被害者等が講演に際して受けるおそれのある二次的被害の絶無を期すとともに、犯罪被害者等の負担軽減に配慮すること。

(2) 具体的事例に基づく実戦的シミュレーション訓練等の実施

会員が、それぞれの立場において、いかなる支援をどのように提供することが可能であるか、相互がどのように協働すべきかなどを確認、検証するため、具体的事例を策定し、実戦的シミュレーション訓練等の実施に努めること。

なお、具体的事例の策定にあたっては、被害直後の危機介入などの初期的対応を必要とするケースをはじめ、心身の不調、子弟の就学、経済的困窮、住居、医療、裁判関連等の問題に対する中・長期的対応を必要とするケースなど、様々な具体的事例について検討がなされるよう配慮すること。

(3) 会員相互の体制の確立

会員ごとに責任者及び担当者の指定が確実になされるよう配慮するとともに、会員間の連絡体制を確立しておくなど、真に会員相互の連携、協力を資する体制の構築を徹底すること。

担当：警務課犯罪被害者支援室